

内部管理統括責任者等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員において金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令並びに定款及び諸規則（以下、総称して「法令等」という。）の遵守状況を統括する業務に従事する役員等の登録、責務等を定めることにより、正会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

(内部管理統括責任者の登録)

- 第2条** 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る内部管理統括責任者1名を定め、所定の様式による届出書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
- 2 正会員は、前項の届出内容に変更があった場合は、所定の様式による変更届出書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
 - 3 本協会は、正会員から前二項の規定により届出があった場合には、内部管理統括責任者登録簿に登録するものとする。

(内部管理統括責任者の資格要件)

- 第3条** 内部管理統括責任者は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員でなければならない。ただし、内部管理部門の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りではない。
- 2 正会員は、次に掲げる処分又は措置に係る決定を受けた者について、当該処分又は措置期間中（ただし、第1号に規定する外務員登録の取消処分を受けた者については、当該処分の決定を受けた日から5年間）は、内部管理統括責任者に任命してはならない。
 - 1 金商法第64条の5第1項（同法第66条の25において準用する場合を含む。）の規定による外務員登録の取消処分又は外務員の職務の停止処分を受けた者
 - 2 「外務員の資格、登録等に関する規則」第12条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者
 - 3 「金融商品仲介業者に関する規則」第17条の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者

(内部管理統括責任者の責務)

- 第4条** 内部管理統括責任者は、自ら法令等を遵守するとともに、当該正会員の役員又は従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対し、法令等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動及び顧客管理が適正に行われるように、内部管理態勢の整備に努めなければならない。
- 2 内部管理統括責任者は、正会員における投資勧誘等の営業活動が法令等を遵守し適正に行われるよう、当該正会員の役職員において、法令等に違反する事案が生じた場合には、法令等に照らし、適正に処理しなければならない。
 - 3 内部管理統括責任者は、正会員の投資勧誘等の営業活動における法令等の遵守に関し、行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との適切な連絡及び調整を行わなければならない。
 - 4 内部管理統括責任者は、正会員の投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を会員代表者又は会員代表者代理人に報告しなければならない。

(内部管理統括責任者への指示)

第5条 会員代表者又は会員代表者代理人は、内部管理統括責任者がその職務を適確に遂行できるよう配慮するものとする。

2 会員代表者又は会員代表者代理人は、前条第4項の規定により内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

(営業責任者及び内部管理責任者の配置等)

第6条 正会員は、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る投資勧誘等の営業活動及び顧客管理を適切に行うため、当該電子記録移転権利等の売買その他の取引等の営業活動等の実情に応じて、法令等に関する十分な知識及び経験を有する役職員を営業責任者及び内部管理責任者として、それぞれ1名以上配置するものとする。

2 営業責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行う役職員に対して、法令等を遵守するよう営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう指導・監督しなければならない。

3 内部管理責任者は、自ら法令等を遵守し、自らが責任者として任命された電子記録移転権利等の売買その他の取引等に係る営業活動が法令等に準拠し適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。

4 営業責任者及び内部管理責任者は、自らが責任者として任命された投資勧誘等の営業活動及び顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

5 正会員は、本協会が当該正会員の営業所の数又は人員の配置の状況などに応じ、特に認めた場合には、内部管理統括責任者が内部管理責任者を兼ねることができる。

(配置状況の本協会への報告)

第7条 正会員は、毎年7月末日現在における営業責任者及び内部管理責任者の配置状況について、遅滞なく、本協会に報告するものとする。

(内部管理統括責任者への交代勧告)

第8条 本協会は、内部管理統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。

1 内部管理統括責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。

2 正会員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理統括責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理統括責任者の指示により発生した場合等、内部管理統括責任者が第4条各項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は次のとおりである

第1条を改正。

第3条第2項を新設。

第8条を新設。